

西さがみ連邦共和国 観光まちづくり交流フォーラム

西さがみ連邦共和国観光交流推進協議会
☎33-1523 Fax33-1286

「地域主導によるツアー商品の開発
～ 広域連携を基盤にして～」

【日 時】2月13日(金)13:30～
13:00受付開始

【会 場】ヒルトン小田原リゾート&スパ
※JR根府川駅よりシャトルバスあり

【定 員】200人 ※事前申込制

【講 演】

講師：(株)南信州観光公社取締役支配人
高橋 充さん

【ディスカッション】

コーディネーター：
横浜商科大学教授 羽田耕治さん

パネリスト：高橋 充さん

【ふれあい交流会】

会 費：1人3,000円

併催イベント 西さがみ体験ウォーク
「片浦地域の自然や風景を楽しむコース」

【定 員】30人 ※先着順

【参加費】1,000円(昼食、保険料)

【時 間】早川駅集合、受付8:45、出発9:00

【コース】早川駅～佐奈田霊社・石
橋山古戦場～離れのやど星ヶ山(昼
食)～ヒルトン小田原リゾート&ス
パ(13:00着)

※約6km、健脚向き

【案内役】NPO法人小田原ガイド協会

【申込み】電話、FAXまたはメール
でお申し込みください。

E-mail nishisagami-kk@city.

odawara.kanagawa.jp

2009年 新春経済講演会

足柄上地域県政総合センター商工労働部商工観光課
☎83-5111内線292 FAX83-4591

【日 時】1月20日(火)14:00～16:30

【会 場】県足柄上合同庁舎 2階大会議室

【内 容】「不透明・不安の時代を
生きぬく経営者のあり方」
～私の実践的企業経営論～

【講 師】三やか人生アドバイザー
元(株)はとバス社長
宮端 清次氏

【定 員】120人

【参加料】無料

【申込み】1月16日までに電話・FAXで

第21回西湘を考える 県民のつどい

西湘地域県政総合センター企画県民部県民課
☎32-8904 FAX32-8953

【日 時】2月7日(土)13:30～16:00

【会 場】小田原合同庁舎 3階会議室

【テーマ】「もっと知りたい私たち
の西湘」～まつりによるまちづくり～

【内 容】基調講演・討論会など
(※要約筆記あり)

【申込み】1月30日(金)までに電話・
FAXで西湘地域県政総合センターへ

西さがみ連邦共和国 「四季満喫ツアー」

地域政策課 内線232

西さがみ連邦共和国の魅力を満喫
するツアーのご案内です。早春の西
さがみをお楽しみください！

【日 時】2月15日(日)9:00～17:00

【参加料】4,980円(昼食付)

【行 程】小田原駅→曾我梅林「梅
祭り」→箱根・ロッジ富士見苑(温泉
と昼食)→箱根ラリック美術館→小
田原・鈴廣→小田原駅

※コースは変更する場合があります。

【申込み】1月19日(月)～2月6日(金)
JTB首都圏小田原支店(☎22-7106)へ

成年後見制度 説明会のお知らせ

介護課 内線344

成年後見制度は高齢者・障がい者
や親族の方々の安心した暮らしを支
える為の制度です。いつ必要か？費
用は？など制度について具体的に専
門家がお話しします。

【日 時】2月14日(土)13:30～15:30
(終了後、希望者には個別相談いたします。)

【会 場】商工会館 3階会議室

【内 容】①制度の概要
②後見人の職務の実際
③質疑応答

【定 員】60人(先着順)

【申込み】介護課へ



確定申告はお早めに！

小田原税務署 ☎35-4511

平成20年分の所得税の確定申告に
ついて、税務署では申告書作成のア
ドバイス及び申告書の受付を行いま
す。

【期 間】2月16日(月)～3月16日(月)

還付申告の方は2月16日(月)以前
でも申告書を提出することができます
ので、お早めに提出してください。

年末調整で扶養控除などを受けて
いる方やご家族にアルバイト収入や
保険の満期金などがある場合、その
収入金額などを再度ご確認ください。

年末調整に誤りがある場合は、確
定申告する必要があります。

※確定申告の作成にホームページを
ご利用ください。

国税庁<http://www.nta.go.jp>

償却資産の申告

税務課 内線266

平成21年度の固定資産税の算出の
基礎となる償却資産の申告書の提出
期限は、2月2日(月)です。事業用資
産がある方は必ず申告してください。

また、平成20年度の税制改正で、
「減価償却資産の耐用年数等に関す
る省令」が改正され、機械及び装置
を中心に、資産区分の見直し、耐用
年数の変更が行われました。過去に
申告した資産で、耐用年数が改正と
なるものは、改正後の耐用年数で申
告することになります。その場合、
申告誤りによる耐用年数の修正と区
別するため、種類別明細書の摘要欄
に「省令改正による変更」などの記
載をお願いします。

※詳しくは、資産税償却資産担当へ
お問い合わせください。